

韓国における秘密デザイン制度

崔達龍国際特許法律事務所

弁理士・崔 達龍



崔達龍国際特許法律事務所は1999年に創立された。日本企業の出願等を専門に扱っているため、ホームページ(www.choipat.com)には韓国知財関連法令の和訳を掲載している。崔達龍氏は所長弁理士であり、専門は半導体・電子・通信・機械分野である。

■概要

他人の模倣および盗用が容易なデザインを一定期間公開せずに維持することができる秘密デザイン登録制度は、出願人が製品の事業化に必要な準備期間の確保やデザインの発売時期の調整ができる利点がある。

韓国における秘密デザイン制度では、これまで物品の名称と物品類が公開され、新製品の開発動向等が間接的に露出するおそれがあったが、2021年4月からは秘密デザインを請求した場合、図面およびデザインの説明だけでなく、物品の名称と物品類も公開しないと変更された(デザイン保護法施行令2021年3月30日改正、2021年4月1日施行)。

■秘密デザインの請求対象(デザイン審査基準 第5部第3章 2.2 参照)

デザイン登録出願は、審査登録出願と一部審査登録出願に分けられるが、どちらも秘密デザインの請求対象になる。

また、複数デザイン登録出願の場合には、出願デザインの全部または一部に対しても請求することができる。しかし国際デザイン登録出願は、別途、国際登録公開の延期手続が存在するため、秘密デザインの請求をすることができない(デザイン保護法第43条第1項、第184条参照)。

関連デザイン登録出願は、基本デザイン登録出願と関係なく関連デザイン登録出願に対してのみ秘密デザインの請求をすることができる。

■ 秘密期間および請求権者（同審査基準 第5部第3章 2.1,2.3 参照）

登録デザインを秘密に維持することができる期間は、デザイン権の設定登録日から3年以内である。秘密指定期間の短縮や延長もでき、延長する場合はデザイン権の設定登録日から3年を超過することはできない（同法第43条第3項参照）。

秘密デザインの請求後に同法第52条による出願公開申請をした場合には、秘密デザイン請求は撤回されたものとみなされる（同法第43条第6項参照）。

秘密デザインの請求は出願人のみができ、秘密期間の短縮または延長は出願人またはデザイン権者が請求することができる。専用実施権者・通常実施権者または質権者は請求することができない。

デザイン登録出願人が請求した秘密期間が経過した後は、そのデザインの実体的内容は登録デザイン公報に掲載することになる（同法施行令第10条第2項ただし書き参照）。

■ 秘密デザイン申請手続（同審査基準 第5部第3章 2.1,2.2 参照）

(1) デザイン登録出願において秘密にすることを請求しようとする者は、デザイン登録出願書にその趣旨を書いて提出するか、または秘密デザイン請求書を提出しなければならない（同法施行規則第39条第1項参照）。

秘密デザインを請求できる期間は、デザイン登録出願時から最初の登録料を納付する日まで可能である。登録料が免除された場合には、デザイン権の設定登録日まで可能である（同法第43条第2項参照）。

(2) 秘密期間の短縮または延長の請求をしようとする者は、期間短縮（延長）申請書を提出しなければならない（同法施行規則第39条第3項参照）。

■ 後出願の審査手続（同審査基準 第5部第3章 5 参照）

(1) 先願の公開前、後出願の審査（拡大された先出願関連規定、同法第33条第3項参照）

先願デザインに関する公開デザイン公報または登録デザイン公報の発行日〔先願デザインが秘密デザインとして登録された場合には図面等が掲載された公報の発行日〕以前、後出願が先願のデザインと同一類似の場合、後出願に対する審査は、必要な時は先願を閲覧することができるという趣旨とともに審査保留を通知する。ただし国際デザイン登録出願は、先に拒絶理由通知をした後に審査を保留する。

通知例示は次のとおりである。

『デザインは公開されていない（または秘密デザインで請求された）出願書のため資料の添付が不可能です。必要な時は閲覧請求して確認してください。ただし、閲覧した内容については他人に漏洩しないでください。』

上記により審査保留された後出願（国際デザイン登録出願は除く）デザインに対しては、先願デザインに関する公開デザイン公報または登録デザイン公報の発行日〔先願デザインが秘密デザインで登録された場合には図面等が掲載された公報の発行日〕以後に拒絶理由を通知する。

(2)先願の設定登録前、後出願の審査（先出願関連規定、同法第46条参照）

先願デザインに関するデザイン権の設定登録日〔先願デザインが秘密デザインで登録された場合には図面等が掲載された公報の発行日〕以前、後出願が先願のデザインと同一または類似する場合、後出願の審査は、必要な時に先願を閲覧することができるという趣旨と共に、審査保留を通知する。ただし、国際デザイン登録出願は、先に拒絶理由通知をした後に審査保留を通知する。

上記により審査保留された後出願（国際デザイン登録出願は除く）に対しては、先願デザインに関するデザイン権が設定登録〔先願デザインが秘密デザインで登録された場合には図面等が掲載された公報の発行〕された以後に後出願デザインに対し拒絶理由を通知する。

■秘密デザインの閲覧

(1)秘密デザインであっても、下記に該当する場合には、請求によって秘密デザインを閲覧できるよう規定している（同法第43条第4項参照）。

- ①デザイン権者の同意を受けた者の請求がある場合
- ②秘密デザインと同一・類似のデザインに関する審査、異議申立、審判、再審または訴訟の当事者が参加人の請求がある場合
- ③デザイン権侵害警告を受けた事実を釈明した者の請求がある場合
- ④裁判所または特許審判院から請求がある場合

(2)国際デザイン登録出願において下記に該当する場合には、ハーグ協定による秘密写本を請求によって閲覧することができる（同法第185条第1項参照）。

- ①国際登録公開の延期が申請された出願に対し、出願をした者の資格に関する行政的または司法的手続の進行を目的として紛争当事者が閲覧請求をする場合。
- ②国際登録簿に登録された国際登録名義人の同意を受けた者が閲覧請求をする場合。
- ③国際デザイン登録出願の秘密写本を閲覧した者は、その閲覧した内容を無断で撮影・複写等の方法で取得するか、知ることとなった内容を盗用してはならず、漏洩したり盗用した場合、秘密漏洩罪に該当することがある（同法第185条第2項および第225条参照）。

■秘密デザイン登録公報

2021年4月以降、秘密デザインの登録公報への非公開事項に物品の名称および物品類が追加された。現在、秘密デザイン登録公報への公開事項および非公開事項は、次のとおりである（同法施行令第10条第2項参照）。

秘密デザイン登録公報の公開事項	非公開事項
デザイン権者の氏名および住所	図面または写真
審査登録または一部審査登録という事実	創作内容の要点
創作者の氏名および住所	デザインの説明
出願番号および出願日	物品の名称および物品類（追加）
登録番号および登録日	

■秘密漏洩に対する罰則

(1)特許庁または特許審判院の職員か、その職員として在職した者が、同法第43条第1項による秘密デザインに関して職務上知りえた秘密を漏洩した場合には、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処すよう規定している（同法第225条第2項参照）。

(2)秘密デザインを閲覧した者（同法第43条第4項第4号による法院または特許審判院の閲覧者は除く）が、閲覧した内容を無断で撮影・複写等の方法で取得あるいは、知りえた内容を漏洩する場合には、2年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金に処す（同法第225条第3項参照）。

■注意事項

(1)デザイン登録出願が登録決定されたら、製品の市販時期を考慮して、秘密にする必要があれば、デザイン登録出願人は、登録料納付前までに秘密デザインの申請有無を決定しなければならない。日本とは異なり創作者は、秘密デザイン申請をすることができない。

(2)秘密デザインにおいて損害賠償を請求する場合は、侵害行為において過失の推定規定の適用が排除されるため（同法第116条第1項ただし書き参照）、侵害者の過失に対しては原則としてデザイン権者または専用実施権者が立証しなければならない。

(3)デザイン権または専用実施権を侵害した者または侵害するおそれがある者に対し、侵害の禁止または予防を請求する場合には、秘密デザインに関する事項が記載された書面を提示して警告した後に、侵害の禁止等を請求しなければならない。

■ソース

- ・デザイン保護法 <http://www.choipat.com/menu31.php?id=23>
- ・デザイン保護法施行令 <http://www.choipat.com/menu31.php?id=24>

- ・デザイン保護法施行規則 <http://www.choipat.com/menu31.php?id=25>
- ・デザイン審査基準

[https://www.kipo.go.kr/ko/contFileDown.do?path=/upload/ip_info/thicken
ed_20211021.pdf&fileNm=%EB%94%94%EC%9E%90%EC%9D%B8%EC
%8B%AC%EC%82%AC%EA%B8%B0%EC%A4%80.pdf](https://www.kipo.go.kr/ko/contFileDown.do?path=/upload/ip_info/thicken
ed_20211021.pdf&fileNm=%EB%94%94%EC%9E%90%EC%9D%B8%EC
%8B%AC%EC%82%AC%EA%B8%B0%EC%A4%80.pdf)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)